

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 73 回）
2. 日 時	平成 30 年 11 月 19 日（月）午前 10 時 30 分 ～ 午前 11 時 15 分
3. 議 案	1. 「銀行法施行規則」等の一部改正に伴う本協会の対応について 2. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について — 協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の一部見直しについて — 取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外について 3. その他
4. 主な内容	1. 「銀行法施行規則」等の一部改正に伴う本協会の対応について 事務局より、資料 1 に基づき「銀行法施行規則」等の一部改正に伴う「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下「投資勧誘規則」という。）の改正案及び意見照会結果の概要について説明が行われた。 主査より、投資勧誘規則の改正案について諮ったところ、特段の意見はなく了承されたことから、自主規制企画分科会及び自主規制会議の審議を経てパブリック・コメントの募集を実施する予定である。 2. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について — 協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の一部見直しについて 事務局より、資料 2 に基づき「協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の一部見直し」に関する意見照会結果の概要について説明が行われた。 主査より、意見照会結果を踏まえて本議案に関する規則改正は行わないことについて諮ったところ、特段の意見はなく了承されたことから、本 WG の検討結果については、自主規制企画分科会及び自主規制会議に報告を行う予定である。 — 取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外について 事務局より、9 月 28 日開催の本 WG において規則改正の方向性が固まったことを受けて、資料 3－1 及び 3－2 に基づき、日々公表銘柄の説明義務の撤廃に伴う投資勧誘規則の改正案並びに PTS 信用取引開始に伴う投資勧誘規則の改正案及び「金融商品仲介業者に関する規則」の改正案について説明が行われた。 これらの規則の改正案について特段の意見はなかったことから、本 WG の検討結果については、自主規制企画分科会及び自主規制会議を経てパブリック・コメントの募集を実施する予定である。 また、「一般信用取引」の定義について、法令改正又は法令解釈の明確化の状況を踏

	まえて投資勧誘規則の改正案に影響が生じた場合には、修正を主査に一任する旨、了承された。 3. その他 特になし 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。